

たかまつ

農業委員会だより

第 70 号

令和 7 年 1 月 1 日

編集 農業委員会だより

編集委員会

発行 高松市農業委員会

TEL 087-839-2662



高松市農業委員会

会長 三笠 輝彦

「いあつやう」

明けましておめでとうございます。
平素より、農業委員会業務に対し、格別のご理解
とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の農業・農村を取り巻く環境は、農業
従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加等に
伴い、「農地と人」の構造的な課題が深刻化しています。

その一方で、不透明な国際情勢により、食糧やエネ
ルギー資源、肥料、農業資材、さらには飼料価格の高
騰により、農業経営者の負担は大きく、ひいては離農
の原因となり、食料の安全が脅かされています。

このような中、国は、食料安全保障と農地の総量
確保に重点を置き、農政の再構築を図るとともに、
農業の成長産業化や所得の増大を推進するため、農
政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」を
四半世紀ぶりに改正しました。

本市農業委員会におきましても、「担い手への農
地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解
消」、「新規参入の促進」など、「農地等利用の最適化」
の推進に向け、その取組を一層強化しているところ
であります。

皆様におかれましては、引き続き、ご支援とご協力
を賜りますようお願い申し上げます。

内 容

- 市長に改善意見書を提出
- 新農地利用最適化推進委員の紹介
- 農地賃借料情報
- 基盤強化促進法の農地賃借の変更について
- 東讃農業改良普及センターから
- 農林水産課から

市長に改善意見を提出

10月21日、「令和7年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見書」を、農業委員会から大西市長へ提出しました。



三笠会長から大西市長へ改善意見書を提出

この改善意見書は、地元の農家からの要望や意見を、農業委員と農地利用最適化推進委員が持ち寄り、整理・集約したものです。

市長に意見書の概要を説明した後、農業委員会役員と市役所の関係部署の所属長との間で意見交換会を行い、今回の改善意見が令和7年度の農業関係事業の予算措置に反映されるよう重ねて要望しました。

内容は、昨年からの継続案件のほか

新農地利用最適化推進委員の紹介

「地域計画の策定後の取組」、「多様な農業人材への支援の充実強化」、「畑地利用推進のための交付金制度の創設」、「農業分野における市民理解の醸成に向けた食育の推進」など、新規又は拡充項目として挙げています。改善意見の詳細につきましては、高松市ホームページの「農政課→農業委員会の概要→農政活動状況」でご覧いただけます。

農地利用最適化推進委員の欠員に対し、新しい委員として三谷地区は河野憲司氏が、また国分寺地区は阿部孝雄氏が選任され、各々8月9日、10月10日に農業委員会会長より委嘱されました。



農地利用最適化推進委員 河野 憲司 (三谷)



農地利用最適化推進委員 阿部 孝雄 (国分寺)

農地の貸借は 香川県農地機構に お任せください

農地を貸したい方・借りたい方 募集中!!

安心3つのポイント

- 安心① 知事指定の公的機関です
- 安心② 貸し手・借り手の間で調整します
- 安心③ 賃料を伴う場合、機構から確実に振り込みます

公益財団法人 香川県農地機構 TEL087-816-3955



終身年金で安心! 農業者年金に加入しましょう

- 次の要件を満たす農業者の方ならどなたでも加入できます。
- 国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く)
 - 年間60日以上農業に従事
 - 20歳以上60歳未満 ※途中脱退、再加入も可能です。

お問い合わせはJAまたは、農業委員会事務局まで



全国農業新聞

週刊

【購読のご案内】

月4回 毎週金曜日発行
月額700円(税込)

農地を活かし 担い手を応援する
全国農業会議所発行 全国農業新聞の
購読お申し込みは 農業委員会事務局まで

地域別農地賃借料情報 (田10a当たり 単位 円)

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数		地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	
				有償	無償					有償	無償
鶴尾	—	—	—	0	7	塩江	8,000	15,100	3,400	8	11
太田	8,900	8,900	8,900	1	1	川岡	6,200	25,600	2,500	21	44
仏生山	—	—	—	0	14	円座	4,200	7,100	1,000	5	33
多肥	6,400	9,700	3,000	2	18	檀紙	8,300	13,400	1,100	16	128
一宮	5,300	20,000	2,500	9	67	弦打	5,200	10,400	3,000	14	25
木太	—	—	—	0	4	香南	4,800	10,500	1,000	71	135
古高松	7,200	13,600	4,400	9	41	鬼無	4,500	9,000	1,800	8	34
屋島	—	—	—	0	8	香西	4,200	21,500	1,800	19	5
庵治	3,000	3,000	3,000	8	7	下笠居	10,000	24,000	3,000	18	29
牟礼	16,000	16,000	16,000	1	40	国分寺	5,700	12,500	700	38	91
前田	8,100	12,000	4,100	2	102	十河	5,200	10,400	1,000	19	76
川添	5,000	5,000	5,000	1	67	川島	6,000	15,000	2,000	28	128
林	8,700	8,700	8,700	1	110	東植田	3,800	5,000	2,000	4	49
三谷	8,300	10,700	2,900	15	84	西植田	10,600	21,700	5,000	4	60
香川	6,200	15,000	1,400	37	107	合計	6,000			359	1,525

- ・令和5年3月31日から令和6年10月31日までに農業経営基盤強化促進法により公告された賃借における賃借料の水準は上記のとおりです。(記載のない地区については賃借データがありません)
 - ・平均額は、有償賃借のデータのみを用いた平均値です。無償賃借のデータは平均額に反映していません。
- (注) この賃借料情報は、残存小作地の標準小作料のことではありません。

農業委員会定例総会開催予定

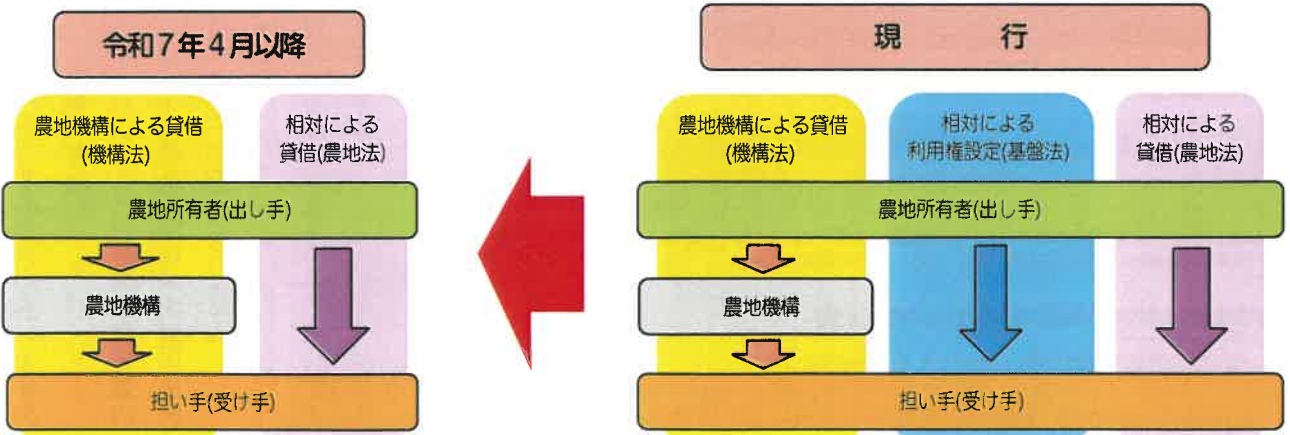
日程	申請書の提出期限	日程	申請書の提出期限
R7.2/10(月)	1/20(月)	R7.6/10(火)	5/20(火)
3/10(月)	2/20(木)	7/10(木)	6/20(金)
4/10(木)	3/21(金)	8/8(金)	7/22(火)
5/12(月)	4/21(月)		

農地に関する許可等、申請書類の審査に時間を要する場合がありますので、提出期限に関わらず、事前に協議くださるようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、利用権設定事業における相対での農地賃借が廃止されたため、令和7年度からの相対の農地賃借は、「地域計画(目標地図を含む)」に基づく、農地機構による賃借に変わります。ただし、相対による農地賃借に係る契約は、利用権設定した期間満了日まで有効です。

なお、7年度の受付は、例年8月と1月に開催している農業相談会をそれぞれ1カ月前めて、7月と12月に開催する予定です。

農業経営基盤強化促進法の農地賃借が変わります



東濃農業改良普及センターから

地域で頑張る農業者を紹介します
〜幅広い人材を農業に〜

高松市東植田町でアスパラガス20a、ブロッコリー3.5ha、ホウレンソウ1ha、米1ha、麦8ha、を栽培している安西大貴さんを紹介します。

安西さんは大学卒業後、作業療法士として6年間勤務の後、1年間の農業研修を経て、令和2年4月に高松市の認定新規就農者として独立し農業経営をスタートさせました。

就農を志したのは、地元東植田町の耕作放棄地の増加を防ぎたいとの思いと、サポートを続けてきた障がいを持つている方々の就労先を少しでも広げたいと考えたからです。

栽培の中心をアスパラガスに据え、現在の栽培面積を将来70aに拡大することで障がい者の雇用を視野に入れていきます。ハウス内は、障がい者の方が車椅子で作業しやすいように、通路を広くしたり、収穫作業がしやすいよう畝の幅を狭くするなど

様々な工夫を凝らしています。

また、耕作放棄地解消に向けた取り組みとして令和5年に、2人の兼業農家の方々と「やまだ農村お助け隊」を立ち上げました。自ら代表を務め、草刈作業やドローンによる農薬散布等地域の高齢者の支援にも取り組んでいます。来年には加入者も増える予定で、作業面積の拡大とともに、米の作業受託など新たな作業も受け入れる予定です。

現在、令和7年4月の法人化を目指して準備を進めているとのこと、東濃農業改良普及センターでは、農業経営の安定と発展に向け、規模拡大や農地の集約化に関係機関と連携しながら支援して参ります。



安西 大貴 氏

アスパラハウスは、車椅子が自由に旋回できるように、通路を大きくとり、地面を強く押し固めています。

農林水産課から

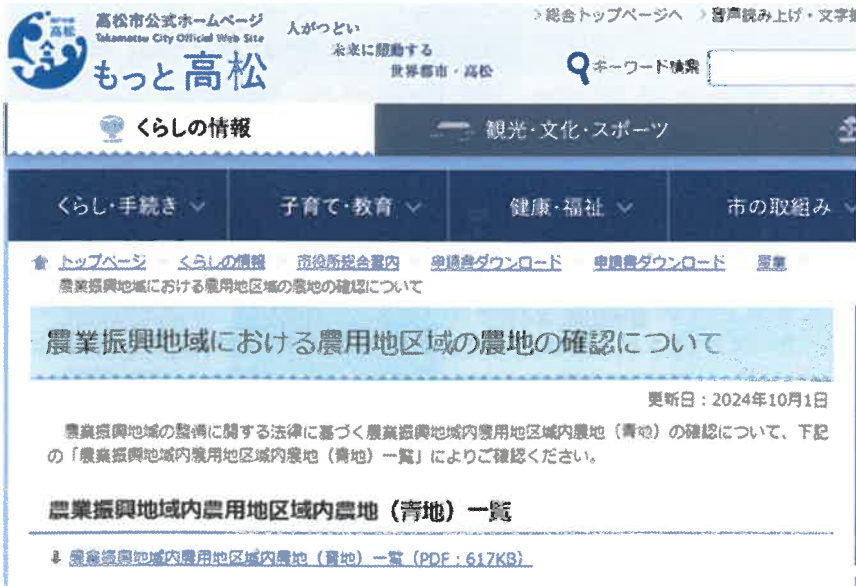
農業振興地域における農用地区域の農地の確認方法の変更について

農業振興地域内農用地区域内農地(青地)の確認について、令和6年10月1日から、確認方法が変更になりました。

今後は、農林水産課ホームページに掲載の一覧にてご確認ください。

【留意事項】

- ・掲載している地番は、農業振興地域内農用地区域内農地(青地)を証明するものではありません。
- ・農地の合筆・分筆を行っている場合、合筆・分筆を行った後の地番は掲載されていない可能性があります。



農用地については、上記の高松市ホームページに掲載されています

- ・農業振興地域内農用地区域内農地(青地)に該当する場合がありますので、ご注意ください。
- ・地番に該当がない農業振興地域内の農地は、農業振興地域内農用地区域外農地(白地)となります。
- ・地番順にはなっておりませんので、フィルタ検索をするようにしてください。